

教育委員会（第9回）定例会

令和7年9月30日（火）
17時00分～18時30分

次 第

1 開会

2 議案

第45号議案 令和8年度久留米市立高等学校入学者選抜要項について

非公開 一部別冊 当日配布

3 報告事項

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) 令和7年第3回（9月）久留米市議会一般質問回答要旨
- (3) 久留米市立小学校小規模化への対応について
- (4) 学校施設内の仮柵における事故について
- (5) 久留米市いじめ等防止対策委員会の調査結果について

4 その他

5 今後のスケジュール

6 閉会

教育委員会後援事業等に関する報告

※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和7年7月1日～令和7年8月31日	日本動物園水族館協会福岡県地区会第50回児童および幼児動物園画コンクール	日本動物園水族館協会福岡県地区会	到津の森公園、福岡市動物園、マリワールド海の中道、大牟田市動物園、久留米市鳥類	後援	学校教育課
2	令和7年8月18日～令和7年11月29日	令和7年度「地域の夢・アイデア発掘・活用事業」	一般社団法人建設コンサルタンツ協会九州支部	TKPエルガーラホール	後援★	学校教育課
3	令和7年9月6日13:00～9月7日16:00	日本幼少時健康教育学会第44回大会【秋季・久留米大会】	日本幼少時健康教育学会第44回大会【秋季・久留米大会】組織委員会	久留米大学御井キャンパス	後援★	学校教育課
4	令和7年9月6日13:45～16:30	秋フェス2025IN久留米(教職員の授業力向上研修会)	NPO福岡こども未来工房	久留米市役所308会議室	後援	学校教育課
5	令和7年9月12日	令和7年度 第49回福岡県情緒障害教育研究会筑後大会	筑後地区情緒障害教育研究会	久留米市立久留米特別支援学校	後援★	学校教育課
6	令和7年10月11日～令和8年4月20日	ドリームチケットプロジェクト	ライジングゼファーフクオカ株式会社	照葉積水ハウスアリーナ	後援	学校教育課
7	令和7年10月25日10:00～17:00	Dojocon Japan 2025 (CoderDojo コミュニティのカンファレンス)	CoderDojo久留米	久留米シティプラザ	後援	学校教育課
8	令和7年11月9日 10:30～14:00	おくすり健康フェアinくるめ 2025	一般社団法人 久留米三井薬剤師会	久留米シティプラザ5階大会議室	後援	学校教育課
9	令和7年11月22日13:00～16:00	令和7年度久留米市小・中学校PTA連合協議会研修	久留米市小・中学校PTA連合協議会	久留米シティプラザ	後援	学校教育課
10	令和7年11月23日9:00～17:30	UKIKUKI浮羽WAKUWAKUワークスクール～小学生向け職業体験～	久留米南部商工会青年部	浮島小学校	後援	学校教育課
11	令和7年12月上旬～令和8年11月末	第18回 こども絵画コンクール	福岡県遊技業協同組合(青年部会)	特設WEBサイトにて公開	後援	学校教育課
12	令和7年12月13日12:15～16:30	第10回北九州銀行杯 小中学生イングリッシュコンテスト	株式会社北九州銀行	北九州銀行本店	後援	学校教育課
13	令和8年3月8日～11月1日	自然体験活動「農業」「自然体験」「共同生活」	特定非営利活動法人 市村自然塾 九州	特定非営利活動法人 市村自然塾九州 塾舎及び周辺	後援★	学校教育課
14	令和7年9月15日、20日、27日 10:00～16:00 令和7年10月4日、13日、18日 10:00～16:00	ハレルーヤ自由研究	NPO法人くるぶら	荒木コミュニティセンター、つながるめ、その他(御原校区コミュニティセンター、柳川市大和コミュニティセンター、筑後市北部交流センター、おりなす八女)	後援	生涯学習推進課
15	令和7年11月15日(土)10:30～16:30	自助会フェスタ2025in久留米	発達障害交流スペース『ぐちゃぐちゃ共生ムーン』	久留米シティプラザ中会議室2,3 久留米市市民活動サポートセンターみんくるセミナー室1,2	後援★	生涯学習推進課
16	令和7年10月12日(日)13:00～15:30	久留米三曲協会 箏 三絃 尺八 第61回定期演奏会	久留米三曲協会	久留米シティプラザ 久留米座	後援	生涯学習推進課
17	令和7年12月27日(土)	第29回 公演	劇団 リトルウィング	みやま市総合市民センター MIYAMAX 多目的ホール	後援	生涯学習推進課
18	令和7年11月11日(火)～16日(日)10:00～17:00	第76回 西部示現会展	示現会久留米支部	久留米市美術館1F展示室	後援	生涯学習推進課
19	令和7年12月5日(金)9:30～12月7日(日)16:00	第34回日本盆栽青樹展	日本盆栽青樹展組織委員会	久留米リサーチパーク	後援	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
20	①令和7年9月20日(土)13:30～15:30 ②令和7年9月27日(土)13:30～15:30 ③令和7年10月4日(土)13:30～15:30	親子のアート体験～劇人形づくりと人形劇あそび	特定非営利活動法人舞台アート工房・劇列車	①野中生涯学習センター・軽運動室 ②三潁生涯学習センター・多目的集会室(ホール) ③久留米ふれあい農業公園・研修室	後援	生涯学習推進課
21	令和7年8月30日(土)17:00～21:00	なんくんちょうちんナイト	南薫ラウンドテーブル	中央公園(久留米市東櫛原町1713) 五穀神社・郷学の森(久留米市通外町58) 半田ビル(久留米市東櫛原町2035)等	後援★	生涯学習推進課
22	令和8年3月21日(土)10:00～17:00	土の響きオカリナフェスティバル2026	土の響きオカリナフェスティバル実行委員会	えーるピア久留米視聴覚ホール	後援	生涯学習推進課
23	令和7年10月29日(水)10:00～11:00	0歳からの親子ふれあいワンコインコンサート	久留米連合文化会洋楽部	石橋文化センター小ホール	後援	生涯学習推進課
24	令和8年1月26日(月)～2月1日(日)9:30～17:00	第24回 ジュニア青木繁展	久留米連合文化会	えーるピア久留米2F市民ギャラリー	後援	生涯学習推進課
25	令和8年2月14日(土)～3月1日(日)10:00～17:00	石橋文化センター 開園70周年記念 メモリアル展	公益財団法人久留米文化振興会	久留米市美術館1階ギャラリー(久留米市野中町1015)	後援	生涯学習推進課
26	令和7年9月20日(土)11:20～15:00	第6回 ぐるめ・吃音者のつどい	福岡言友会	久留米大学900号館(つながるめ)	後援★	生涯学習推進課
27	令和7年11月8日(土)13:30～17:00	第9回折り紙ヒーロー福岡県大会予選会 大川会場	公益社団法人福岡県青少年育成県民会議	大川市民体育館	後援	生涯学習推進課
28	①事前研修:令和7年10月5日(日)9:00～12:00 本研修:令和7年10月18日(土)8:30～19日(日)17:00 ②事前研修:令和7年10月26日(日)9:00～12:00 本研修:令和7年11月8日(土)8:30～9日(日)18:00	オータムイングリッシュキャンプ2025	こども冒険企画	事前研修:Zoom(オンライン) ①佐賀県黒髪少年自然の家(佐賀県武雄市山内町1888-54) ②北九州市立「玄海青年の家」(福岡県北九州市若松区竹並126-2)	後援	生涯学習推進課
29	令和7年11月1日(土)18:30～20:30	久留米室内管弦楽団第53回定期演奏会	久留米室内管弦楽団	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
30	令和7年10月13日(月祝)14:00～15:30	久留米市芸術奨励賞受賞記念 木村清吾と仲間たち～クラシカルコンサート～	久留米連合文化会洋楽部	えーるピア久留米視聴覚ホール	後援	生涯学習推進課
31	令和7年10月28日(火)～11月24日(月・振休)10:00～17:00	石橋文化センター 秋のパラフェア2025	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化センター園内(久留米市野中町1015)	後援	生涯学習推進課
32	令和7年12月13日(土)～12月25日(木)10:00～17:00 ※イルミネーション実施日は17:00～20:00まで	石橋文化センター ミュージアムクリスマス2025	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化センター園内(久留米市野中町1015)	後援	生涯学習推進課
33	令和7年11月9日(日)9:00～16:30	サイクルファミリーパークフェスタ2025	(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会	久留米市御井町2028 久留米サイクルファミリーパーク	後援	生涯学習推進課
34	令和7年9月5日～10月13日	第157回九州地区高等学校野球福岡大会	福岡県高等学校野球連盟	久留米市野球場	後援	体育スポーツ課
35	令和7年9月15日、17日、19日、22日、24日、10月3日、6日、8日、10日、13日、15日、17日	陸上かけっこ教室	一般社団法人 アスリートリンク	久留米総合スポーツセンター補助陸上競技場	後援	体育スポーツ課
36	令和7年10月13日 9:00～15:00	第52回高良大社くち奉納弓道大会	高良大社	高良大社境内仮設弓道場(雨天:久留米アリーナ弓道場)	後援	体育スポーツ課
37	令和7年9月21日 9:00～15:00	第二十二回高良山剣道大会	高良山剣道大会実行委員会	久留米アリーナ板張道場	後援	体育スポーツ課
38	令和7年10月19日 9:00～11:30	基礎スケート久留米教室	公益財団法人日本スケート連盟	スポガ久留米アイススケート場	後援	体育スポーツ課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
39	令和7年9月15日	サッカー体験教室	株式会社イトマンスポーツ スクール	イトマンテニススクール久 留米 フットサルコート	後援	体育スポーツ課

令和7年第3回（9月）久留米市議会一般質問回答要旨
 質問一覧（教育部関連）

質問議員	質問内容
<個人>	
田中 功一 議員	3 学校図書について (1) 各学校における蔵書数の現状について (2) 貸出数の現状について (3) 学校図書司書の活動について (4) 今後の対応について
山崎 ケブン 議員	1 小・中学校におけるいじめ対応について (1) 現在の取組について (2) 認知件数や解消率について (3) 被害者、加害者への対応について
坂田 光弘 議員	2 子供を守る日本版 DBS について (1) 小学校・中学校における現在の対応について
小林 ときこ 議員	3 学校給食について (1) 学校給食の無償化について (2) 地産地消と有機農作物活用の推進について
金子 むつみ 議員	2 教育費の無償化について (1) 隠れ教育費の公費負担について
そうだ 耕一郎議員	1 近年の気候変動について (3) 学校の酷暑対策について
堀田 洸太郎 議員	1 教職員間でのパワーハラスメント防止対策について 2 城島地域の小学校統合について

(教育部関連)

令和7年第3回（9月）久留米市議会一般質問回答要旨
質問一覧（市民文化部関連）

質問議員	質問内容
<個人>	
山崎 ケブン 議員	2 若者世代が楽しめるアーバンスポーツ施設の整備について (1) 現在の整備状況について (2) スケボーパークの新設予定について (3) 今後の取組について
坂田 光弘 議員	3 地域の重要な文化拠点としての書店振興について

(市民文化部関連)

個人

一括質問方式

【質問議員】

田中 功一 議員

【質問要旨】

3 学校図書について

(1) 各学校における蔵書数の現状について

【質問趣旨】

読書の必要性について、市教育委員会としてどのような認識か。
また、市立小中学校の学校図書の蔵書数の現状を問う。

【回答要旨】

1 読書の必要性について

読書は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにする上で、大変重要なものであると認識しています。

久留米市においても、全校一斉読書や読書ボランティアの協力による読み聞かせの取組等を通して、読書活動の更なる充実に取り組んでいるところです。

2 市立小中学校の蔵書数の現状について

令和6年度は、小学校で合計46万1,149冊、一人当たりでは590冊、中学校は合計21万7,290冊、一人当たりでは731冊となっており、一人当たりの冊数を前年度と比較すると、小学校は6冊、中学校は5冊増加しております。

なお、文部科学省が定める蔵書基準である学校図書館図書標準に対する令和6年度の充足率は、小学校112.2%、中学校98.7%となっており、前年度と比較すると、小学校は1.5%、中学校は1.1%増加しております。

2回目

【質問趣旨】

中学校と小学校の充足率を比較して中学校が低い要因と、それを改善するための取組について問う。

【回答要旨】

中学校の充足率が低い要因については、小学校と比較して、

- ・図書単価が高く、購入する冊数が少なくなること
- ・本を置くスペースが不足していること

などが挙げられます。

こうした状況に対応するため、中学校に対する図書購入費の配当については、一律の配当に加え、充足率に応じて、手厚く傾斜配分をしております。

また、図書スペースに課題がある学校には、本棚の増設等を計画的に行っており、学校図書館図書標準の達成に向けて、各学校の状況に応じた図書の充実と、環境整備に努めているところです。

【質問要旨】

3 学校図書について

(2) 貸出数の現状について

【質問趣旨】

貸出冊数の現状について、一人当たりの貸出冊数と、未利用者の割合について問う。

【回答要旨】

1 貸出冊数について

令和6年度の児童生徒一人当たりの年間貸出冊数は、小学校72.1冊、中学校10.7冊となっており、前年度と比べると、小学校は2.1冊、中学校は0.9冊増加しております。

2 学校図書館の未利用者について

令和6年度に図書館の本を1冊も借りていない児童生徒の割合は、小学校で1.2%、中学校で32.3%となっております。前年度と比べると、小学校は横ばい、中学校は6.4%減少しております。

2回目

【質問趣旨】 これらの現状について、市教育委員会として、どのように考えているのか。

【回答要旨】 児童生徒一人当たりの貸出冊数は増加傾向、また、図書館の未利用者の割合は減少傾向にある一方で、学校間の貸出冊数に差があることや、児童生徒間の貸出冊数の二極化などの課題も見られているところです。

そのため、より一層、読書活動の推進に努める必要があると考えております。

【質問要旨】 3 学校図書について

(3) 学校図書司書の活動について

【質問趣旨】 学校司書は、様々な取組を行っていると思うが、その活動内容を問う。

【回答要旨】 学校司書は、本の貸出や返却への対応、本棚への配架、購入図書の選定など、学校図書館の運営に関する管理業務を担っております。

また、読み聞かせやおすすめの本の紹介などを通じて、児童生徒が本に興味を持ち、読書習慣を育むための読書活動の推進に取り組んでおります。

その他にも、各担任と連携し、日々の授業の中で行う調べ活動などに役立つ本や、児童生徒一人ひとりの興味・関心に応じた本を準備・提案するなどの支援も行っております。

【質問要旨】 3 学校図書について

(4) 今後の対応について

【質問趣旨】 国が定める蔵書数の充足率にこだわらず、子どもが読みたくなる本や読ませたい本を選書することが重要であるとするが、今後どのように対応していくのかを問う。

【回答要旨】 児童生徒の読書習慣を育むためには、充足率の達成だけではなく、児童生徒の興味関心を引く図書や社会情勢に即した図書、世代を超えて読み継がれている図書など、バランスの取れた選書が必要であると認識しております。

そのため、学校司書は、蔵書の適切な更新を図りながら、読みたい本を児童生徒がリクエストする仕組みづくりや、本に関する情報が得られる図書展示会への参加など、読みたくなる本の選書に努めております。

また、児童生徒の興味関心を高めるための図書だよりの発行や図書にポップを付けるなどの工夫を行っております。

さらに、教員が読ませたいと思う本を選書するために、担任へのアンケートなども実施しております。

今後も、学校司書を中心とした様々な活動を通して、児童生徒の読書を楽しむ習慣の形成に向けた読書活動の推進に努めてまいります。

一問一答方式

【質問議員】

山崎 ケブン 議員

【質問要旨】

- 1 小・中学校におけるいじめ対応について
(1) 現在の取組について

【質問趣旨】

現状のいじめの早期発見・早期対応の取組について問う。

【回答要旨】

- 1 いじめの早期発見について
いじめは、児童生徒の安全安心を脅かす人権侵害行為であり、重大な事態に陥らせないためにも、いじめの早期発見・早期対応が重要であると考えております。
各学校では、定期的な児童生徒へのアンケートや担任との面談を実施するなどの取組を行っております。
また、児童生徒には「SOSの出し方教育」を実施し、教職員には、児童生徒がSOSを出しやすくするための言葉のかけ方や、児童生徒のサインに気付くことができるための研修を実施しています。
- 2 いじめの早期対応について
このような取組により、いじめを積極的に認知するとともに、いじめを把握した際は、各学校で定めている「いじめ防止基本方針」に基づき、組織的に対応しております。
具体的には、担任だけでなく管理職、養護教諭、スクールカウンセラーなどが連携し、事実確認や被害児童生徒の心のケア、関係児童生徒への指導など、迅速な対応に努めております。

【質問要旨】

- 1 小・中学校におけるいじめ対応について
(2) 認知件数や解消率について

【質問趣旨】

令和6年度のいじめの認知件数や解消率について問う。

【回答要旨】

- 1 いじめの認知件数について
市立小中学校における令和6年度のいじめの認知件数は、小学校が3,016件、中学校が340件となっております。
- 2 いじめの解消率について
令和6年度のいじめの解消率は、小学校が73.2%、中学校が81.2%となっております。
国の定義では、いじめの解消は「少なくとも、3ヶ月間いじめの行為がなく、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」とされておりますが、市教育委員会では、いじめの解消を拙速に判断せず、慎重に対応する必要があると認識しております。

【質問要旨】

- 1 小・中学校におけるいじめ対応について
(3) 被害者、加害者への対応について

【質問趣旨】

いじめの被害者や加害者への対応をどうしているのか。
また、加害者に対する出席停止の措置を行っているのか。

【回答要旨】

1 被害児童生徒や加害児童生徒への対応

いじめの被害児童生徒につきましては、徹底して守り抜くという姿勢を基本に、保護者やスクールカウンセラーなどと連携しながら、校内で安心して活動できる環境づくりや心のケアに取り組んでおります。

加害児童生徒に対しては「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢を持ちながら、いじめに至った背景などにも注意し、指導していくこととしております。

2 出席停止について

国は、出席停止について、学校が最大限指導したにも関わらず、他の児童生徒の教育に妨げがあると認められる場合に、教育委員会が保護者に命ずることができる措置としています。

市立小中学校では、過去10年間において、いじめの加害児童生徒への出席停止を行った事案はありません。

2回目

【質問趣旨】

寝屋川市では、学校や教育委員会が関わらない、いじめ対応窓口（監察課）を設置しているが、このような取組を検討できないか。

【回答要旨】

いじめの対応では、被害や加害の児童生徒だけでなく、同学年や異学年など多くの児童生徒が関係する場合もあり、さらには、保護者への適切な説明も必要となります。

また、当事者同士の認識が食い違うなど事実確認が難しい場合や、学校・市教育委員会とは異なる組織に対応してほしいと考える保護者もおられます。

いじめは、発見から解消までそれぞれの状況や段階に応じた、きめ細かな対応が必要になります。

今後とも、いじめの早期発見・早期対応につながるような制度や仕組みについて、寝屋川市をはじめ、他自治体の事例も参考にしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

一問一答方式

【質問議員】

坂田 光弘 議員

【質問要旨】

2 子供を守る日本版DBSについて

(1) 小学校・中学校における現在の対応について

【質問趣旨】

教職員による児童生徒への性暴力等を防止するための指導や啓発の取組について問う。

【回答要旨】

1 教職員に対する取組

市教育委員会では、わいせつ行為をはじめとする非違行為の防止について、校長会等で注意喚起を行い、各学校で管理職による服務指導や校内研修、個人面談を行うよう指導しております。

特に、教職員による児童生徒への性暴力等の防止については、「必要のない身体接触は避ける」「SNSでの私的なやり取りはしない」「自家用車に同乗させない」など、具体的な事例を示して指導を行っております。

併せて、全ての教職員に対して不祥事防止に係る情報提供を毎週行っているところです。

2 児童生徒や保護者に対する取組

児童生徒や保護者には「教職員等による性暴力等の相談窓口」のチラシを配布するとともに、児童生徒が被害を訴えやすいよう、教職員の言動に関する質問項目を設けた学校生活アンケートを毎月実施しております。

2回目

【質問趣旨】 教職員の採用時の対応について問う。

【回答要旨】 文部科学省は、過去、性犯罪等により懲戒免職となった教職員の過去40年間の情報を、全国の教育委員会が閲覧できる「特定免許状失効者管理システム」を構築しており、教職員を採用しようとする際は、このシステムの活用を義務付けています。

久留米市立小中学校に勤務する教職員についても、任命権者である福岡県教育委員会が、このシステムで過去に児童生徒等への性暴力を行ったことにより、免許状が失効となっていないかどうかを確認し、各学校に配置しております。

また、久留米市で採用する非常勤講師についても、市教育委員会がこのシステムで確認して採用し、配置しているところです。

3回目

【質問趣旨】 日本版DBSの効果をどのように考えているのか。

【回答要旨】 令和8年12月から運用される予定の日本版DBSについては、こども家庭庁より、性犯罪の前科がある者への対応など、ガイドラインの素案が示されたところです。

市教育委員会としましては、教職員による児童生徒への性暴力等の未然防止と、子どもや保護者の安心安全に一定効果があるものと考えており、今後、運用に向けた国や県の動向を注視してまいります。

一問一答方式

【質問議員】 小林 ときこ 議員

【質問要旨】 3 学校給食について
(1) 学校給食の無償化について

【質問趣旨】 学校給食の無償化に取り組む自治体が増えてきているが、久留米市としてどう認識しているのか。

【回答要旨】 給食費の無償化は、物価高騰などを背景として、子育て支援等を目的に、各自治体の判断に応じて取り組まれているものと認識しております。

久留米市でも様々な子育て支援施策を行っており、給食費についても、増額分の負担が生じないよう支援を行っております。

そうした中、給食費の無償化には、これまでもお伝えしてきたとおり、毎年度12億円近い財源が必要となるため、市単独での実施は困難であると考えております。

2回目

【質問趣旨】 国が示した令和8年度からの小学校給食の無償化について、国から制度内容の通知があっているのか。

【回答要旨】 小学校給食の無償化について、現在のところ、国からの通知等はありませんが、骨太の方針2025の中で、「令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する」としておりますので、今後も情報収集に努めてまいります。

3回目

【質問趣旨】 久留米市でも他自治体のように今年度中に無償化に取り組むことはできないのか。

【回答要旨】 多額の財源が必要となる給食費の無償化を市単独で実施することは困難ですが、久留米市では、令和4年度より、国の臨時交付金を活用し、学校給食費に関する支援を継続して行っております。今年度は、約3億3千万円の予算を計上し、令和5年度以降の給食費改定による増額分の全額を支援しております。

繰り返しになりますが、仮に給食費を無償化する場合には、毎年度12億円近い財源が必要となり、市単独での実施は困難です。

学校給食の無償化は、自治体間で格差が生じることがないように、本来、国が取り組むべきものであると考えております。

そのため、引き続き無償化について国に要望していくとともに、その動向を注視してまいります。

【質問要旨】 3 学校給食について
(2) 地産地消と有機農産物活用の推進について

【質問趣旨】 学校給食における地産地消の重要性について、どのように認識しているのか。

【回答要旨】 学校給食に地場農産物を活用することは、子どもたちの食に対する関心を高めるとともに、生産者への感謝の気持ちを育む上で有効であり、食育を推進する中で、大変重要であると認識しております。

食材の中には、地場の生産が少ない農産物もありますが、優先的な活用に努めているところです。

2回目

【質問趣旨】 学校給食における地産地消の取組状況について問う

【回答要旨】 学校給食で使用する食材は、地場農産物を優先して購入しており、令和6年度に使用した地場(農産物の割合は、金額ベースで51.8%となっております。主食として、基本的に週に4回提供している米については、久留米産米を100%使用しているほか、更に多くの旬の地場農産物を使用する「地場産の日」を毎月2回設けています。

また、地場農産物の新規開拓も行っており、令和6年度からは、JAの協力のもと、新たに北野町産のニンジンを使用しています。

今後も、食材の安定供給と品質を確保しながら、新たな地場農産物の導入を図るなど、地場農産物の積極的な活用に努めてまいります。

3回目

【質問趣旨】

学校給食に、久留米産の有機農産物を活用することはできないのか。

【回答要旨】

久留米市では、毎日約2万7000食の給食を提供しており、食材については、一定の規格・品質のものを大量かつ安定的に確保する必要があります。

有機農産物とは、化学肥料・農薬を原則使わず、可能な限り環境に配慮した栽培法で生産されているもので、国が定める規格の様々な条件を満たすものに限定されます。

そのような中、学校給食において、市内で生産される有機農産物で、そのすべてを賄うことは難しい状況です。

また、給食費の範囲内で給食を提供していますので、有機農産物の価格が高くなっていることも、導入を検討する上での課題となっております。

一問一答方式

【質問議員】

金子 むつみ 議員

【質問要旨】

2 教育費の無償化について
(1) 隠れ教育費の公費負担について

【質問趣旨】

小中学校における保護者が負担している教育費の年間負担額は、どのくらいか。

【回答要旨】

各学校が保護者から徴収している教育費のうち、学習帳や問題集などの教材費、修学旅行費などの校外活動費、学校給食費、及び中学校での生徒会費など、令和7年度の校納金の年間平均額は、小学校で73,025円、中学校で105,987円となっています。

2回目

【質問趣旨】

就学援助の受給率は、どのようになっているのか。
また、就学援助の条件（世帯収入の認定基準）はどれくらいか。

【回答要旨】

久留米市の就学援助の受給率は、令和元年度が24.34%で、それ以降は徐々に低下しており、令和6年度は22.41%となっております。

久留米市の就学援助の認定基準では、就学援助を受けることができる世帯収入額の目安は、4人世帯であれば約436万円までなどとなっております。

3回目

【質問趣旨】

物価高騰により、認定基準を超える家庭も苦しい状況となっている。認定率を上げるために認定基準を緩和させたりしないのか。

【回答要旨】

物価高騰により、多くの家庭が経済的な影響を受けているものと認識しております。

認定基準など就学援助制度のあり方につきましては、社会経済情勢や保護者のニーズに応じて検討する必要があると考えております。

今後の認定基準の見直しにつきましては、議会のご意見もいただきながら、必要に応じて検討してまいります。

4回目

【質問趣旨】

就学援助の費目以外で保護者が負担しているものが増えてきているようだが、それを把握すべきではないか。また、全ての世帯において、教育費を公費で賄うべきだと思うが、市の見解は。

【回答要旨】

教育活動で必要となる学用品等については、入学時や学年の始めに、学校から保護者へ配付している文書をもとに、一定把握ができるものであり、それらは、概ね、就学援助の対象となっています。

義務教育の無償化についてですが、最高裁の判例によりますと、「義務教育の無償は、授業料の不徴収を意味しており、授業料以外の費用を無償とすることを直接に定めたものではない」とされていること、また、財源の確保の面でも、全てを公費で賄うことは困難な状況でございます。

そのうえで、義務教育に要する経費の負担につきましては、自治体間で格差が生じることがないように、国が責任を持って整理・実施すべきものであると考えております。

5回目

【質問趣旨】

保護者が負担しているものが全て公費とならないなら、学校指定の学用品を見直す等、保護者負担を減らす努力をすべきではないか。

【回答要旨】

市立小学校においては、学用品のほとんどは、学校で指定しておらず、量販店等で購入した体操服や上靴等も使用することができることとしております。

市立中学校においては、学校によって差はありますが、一体感や連帯感づくり等を目的に、校名や校章が入った体操服やバッグなどの学用品を指定している学校も多い状況です。

その一方で、卒業生などから譲り受けたランドセルや制服等を必要とされる方へ配布する取組を行っております。

市教育委員会としましては、保護者等の負担軽減を図ることは重要な視点であると認識しておりますので、まずは、学校と意見交換をしていきたいと考えております。

6回目

【質問趣旨】

教育費の無償化について、国や県に要望すべきと思うがどうか。

【回答要旨】

繰り返しになりますが、義務教育に要する経費負担の考え方については、自治体間で格差が生じないように、国が責任を持って整理・実施すべきものと考えております。

市教育委員会としましては、他自治体とも連携しながら、必要に応じて、中核市市長会や中核市教育長会などを通じて、国に要望していきたいと考えております。

一問一答方式

【質問議員】

そうだ 耕一郎 議員

【質問要旨】

- 1 近年の気候変動について
(2) 学校の酷暑対策について

【質問趣旨】 空調の整備は進んでいるが、学校では登下校時をはじめ、屋外に出ることは避けようがない。学校での熱中症対策はどのように行っているのか問う。

【回答要旨】 市教育委員会では、運動会等の屋外行事の時期や、気温の上昇が予想される時期などに、各学校に対して、健康状態の把握やこまめな水分補給、帽子の着用、塩分タブレットの準備など、熱中症の予防に向けた注意喚起を繰り返し行っています。

各学校では、暑さ指数を測定し、屋外活動や、部活動の実施の可否を判断するなど、天候に応じた対応を行っております

また、水分補給の徹底や、活動中又は活動後に、空調の効いた部屋でクールダウンを行うなどの対策を実施しています。

登下校時の対策については、学校だよりや連絡メールを通して、暑さ対策に関する家庭への注意喚起を行うとともに、登下校中の見守りや水筒の携帯を依頼するなどの取組を行っております。

2回目

【質問趣旨】 熱中症対策として、学校に冷凍庫を設置する自治体が増えているが、どのように考えるか。

【回答要旨】 現在、市立学校では、熱中症が発生した場合などに備え、保健室に冷凍冷蔵庫を設置し、保冷材や氷を常備しております。

児童生徒の冷却用品用の冷凍庫については、各教室や拠点ごとに設置することが考えられますが、学校の規模や施設の状況、費用面などの課題があると認識しています。

市教育委員会としましては、児童生徒の熱中症対策は重要であると考えております。

現在、様々な熱中症対策用品があり、その中で、冷凍庫も含めた効果的な対策について、校長会や保護者等とも意見交換を行ってまいりたいと考えております。

一問一答方式

【質問議員】 堀田 洸太朗 議員

【質問要旨】 1 教職員間でのパワーハラスメント防止対策について

【質問趣旨】 学校における上司や同僚によるパワーハラスメントの相談状況と、その対応について問う。

【回答要旨】 1 パワーハラスメントの相談状況

久留米市では、教職員間のパワーハラスメントに関する相談窓口として、各学校や教育委員会にハラスメント相談員を置き、いつでも相談できる体制を構築しています。

その中で、市教育委員会へ相談があったものは、令和4年度が8件、5年度が6件、6年度が8件となっています。また、各学校から相談者の意向を踏まえ、市教育委員会へ報告があったものは、令和4年度が15件、5年度が12件、6年度が12件となっています。

主な内容は、管理職や同僚間の「意見の相違やコミュニケーション不足による人間関係の悪化」「威圧的な言動」等が挙げられます。

2 パワーハラスメントへの対応について

各学校や市教育委員会では、相談があった事案に対して、相談者の意向に配慮しながら、まずはしっかりと状況の確認を行い、その上で、必要に応じて「加害者への直接指導」や「当事者間で解決を促す場の設定」、さらには「学校全体への注意喚起」等の対応を行っております。

2回目

【質問趣旨】

学校におけるパワーハラスメントの未然防止や早期発見・早期対応のための取組について問う。

【回答要旨】

1 パワーハラスメントの未然防止について

市教育委員会では、毎年度校長会を通じて、パワーハラスメントの禁止を全ての教職員に通知しております。

また、管理職に対して、「ハラスメントの基礎知識」や「ハラスメントを生まない学校づくりマネジメント」等の研修を行い、風通しのよい職場づくりに努めるよう指導しております。

2 パワーハラスメントの早期発見・早期対応について

相談を希望する教職員ができるだけ早期に相談できるよう、ハラスメント相談員への相談の手順や、市教育委員会への相談窓口を記載したチラシを教職員へ配布しています。

また、相談を受けた教職員が速やかに対応できるよう、毎年度専門の外部講師を招聘し、相談員に対する相談の受け方に関する実践研修を行っています。

3回目

【質問趣旨】

先ほど相談状況を回答してもらったが、相談ができない教職員もいるのではないか。また、そうした教職員への対応について問う。

【回答要旨】

パワーハラスメントに関する悩みを抱えていても、教職員間の関係性や職場の雰囲気などから、直接相談することを躊躇する教職員もいるものと認識しております。

そのため、管理職と教職員との定期的な面談を通して、悩みや困りごとを丁寧に聞きとり、寄り添うことで、日頃からの信頼関係を高めるよう指導しております。

また、学校では、全ての教職員が日常的な報告や連絡等で利用している校内チャットメールを構築しております。今後相談しづらい教職員がこの機能を利用して、管理職や相談員に相談できるような仕組みを検討してまいります。

4回目

【質問趣旨】

事案の内容や学校の雰囲気によっては、管理職や同僚に相談しづらいケースもあると聞いている。市教育委員会で、パワーハラスメントの状況を幅広く把握できるアンケートを実施できないか。

【回答要旨】

パワーハラスメントの相談への対応を適切に行うためには、相談者の意向に沿った丁寧な聞き取りによる事実確認が必要であると考えております。

そのため、全ての教職員が、随時、市教育委員会に意見や相談を伝えることができる仕組みとして、「提言シート」を設けております。

アンケートについては「記名式では教職員が相談を躊躇してしまう」「無記名

式では具体的な調査や対応が十分にできない」等の課題も考えられますので、実施の有無も含めて校長会とも相談しながら検討していきたいと考えております。

今後とも、風通しのよい職場づくりや相談しやすい環境づくりを通して、パワーハラスメントの防止に努めていきたいと考えております。

【質問要旨】 2 城島地域の小学校統合について

【質問趣旨】 城島地域小学校の統合が進められているが、久留米市の小学校統合に関する基本認識を問う。

【回答要旨】 (これまでの統合について)

これまでの下田小・浮島小・城島小の統合、青峰小と高良内小の統合、そして、令和8年度の大橋小と善導寺小の統合にあたり、保護者や地域の皆様におかれましては、子どもたちの将来と、より良い教育環境のため、重たい判断をしていただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

(今後の統合についての基本認識)

久留米市においても、全国と同様に急速な少子化が進んでおり、20年後の子ども的人数は、約1万1,000人減少することが見込まれるなど、小学校の小規模化は、ますます進んでいくものと考えています。

これからの教育では、多様な価値観を持った子どもたち同士が切磋琢磨する教育環境が必要であると考えています。

私は、未来を担う子どもたちのより良い教育環境を整備するとともに、教員不足や施設の老朽化に対応した持続可能な教育環境を構築するためにも、小学校の統合に、しっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

2回目

【質問趣旨】 統合後のアンケートで不安が解消されていないと回答した児童に対する対応はどのように行ってきたのか。

【回答要旨】 市教育委員会では、小学校の統合にあたり、スクールカウンセラーの拡充や、下田小・浮島小の教職員を統合後の城島小に配置するなど、児童が安心して学べる環境を学校と連携しながら整えてきました。

その結果、統合から1年後の、令和4年3月のアンケートにおいて、「統合する前は、不安はありましたか」という質問に肯定的に答えた児童は29%でしたが、「1年経過した今、統合に関することで不安や心配はありますか」という質問に、肯定的に答えた児童は3%になりました。

その後も、担任等による注意深い見守りや声かけなど、きめ細やかな対応を行っており、現在、学校からは、特に、統合を理由として、不安や心配を抱えているという児童の報告は受けておりません。

3回目

【質問趣旨】 7月に開催した統合に関する青木校区、江上校区、城島地域全体で行われた校区・保護者の説明会は、どのような状況だったのか。

【回答要旨】 市教育委員会は、7月に城島地域において、保護者や地域の皆様を対象とする説明会を計7回開催いたしました。

この説明会で出されたご意見の中で、主なものを紹介しますと、青木校区の

説明会では、地域活性化に関する意見とともに、地域の一部の方より、小学校の存続を求める声が出されました。

江上校区の説明会では、統合はやむを得ないのではないかという意見とともに、地域活性化に関する意見が出されました。

また、青木小や江上小の保護者説明会では「複式学級は避けて欲しい」など、小学校の統合に理解を示す声も出されたところです。

さらに、城島地域全体の説明会では「城島中学校の敷地で小中一貫教育を行って欲しい」「統合する際はスクールバスを運行して欲しい」などの意見や要望が出されております。

4回目

【質問趣旨】 説明会では、青木校区の一部の方より、学校の存続を求める意見もあったというところだが、今後どのように対応していくのか。

【回答要旨】 城島地域の説明会では「複式学級を回避するために、学校の統合はやむを得ない」との意見が出された一方で、ご指摘のとおり、学校の存続を求める意見も出されたところです。

このような状況を踏まえ、市教育委員会としましては、引き続き、保護者や地域の方々に対し、急速に進む少子化の状況や、統合で目指す、「よりよい教育環境の姿」、また、これまでの統合の取組における教育的な効果などを丁寧に説明し、ご理解をいただけるよう努めてまいります。

5回目

【質問趣旨】 統合する場合は、城島小に統合することになると考えるが、教室数が不足したり、改修工事が必要になったりするのか。

【回答要旨】 青木小学校と江上小学校が城島小学校に統合するとした場合は、現時点の児童数推計では、普通教室数が、不足する見込みはありませんが、一定の環境整備は必要になるものと見込んでおります。

6回目

【質問趣旨】 地域には、安全面も含めて、城島中学校の場所に小中一貫校の設置を求める声もある。城島地域の小中一貫教育の実施について、どのように考えているのか。

【回答要旨】 市教育委員会では、これまでの小中連携教育を一步前に進めた、小中一貫教育を進めていきたいと考えております。

また、屏水エリアにおいては、義務教育学校の設置に向けた検討を行うとともに、保護者や地域との協議を行っているところです。

現在、久留米市における小中一貫教育の基本的な方針案について「久留米市小中一貫教育に関する方針案検討委員会」を設置し、検討しているところです。

城島エリアにおける小中一貫教育のあり方につきましては、久留米市における小中一貫教育の基本的な方針や屏水エリアにおける「義務教育学校の検証」などを踏まえる必要があると考えております。

個人

一問一答方式

【質問議員】

山崎 ケブン 議員

【質問要旨】

2 若者世代が楽しめるアーバンスポーツ施設の整備について
(1) 現在の整備状況について

【質問趣旨】

若者世代に人気がある「アーバンスポーツ」が楽しめる施設について、市の整備状況を伺いたい。

【回答要旨】

アーバンスポーツには、ブレイキンのように専用の施設を必要としない種目と、スケートボードやBMXのように特殊な設備やコースが必要なもの、また、騒音や安全面などの課題に対応した施設が求められる種目がございます。

設備等が必要なアーバンスポーツにつきましては、サイクルファミリーパークにBMXのコースがありますが、その他の種目については、市内で楽しめる公共施設は無い現状です。

【質問要旨】

2 若者世代が楽しめるアーバンスポーツ施設の整備について
(2) スケボーパークの新設について

【質問趣旨】

スケートボードは人気も高く、市民からの要望もあると思うが、市内にスケートボードパークを新設する予定はあるか。

【回答要旨】

若者世代を中心に人気のスケートボードは、オリンピックをきっかけに更に注目が高まっており、市民の皆様からも施設整備の要望をいただいています。

また、スケートボードをはじめとするアーバンスポーツは、若者世代が運動・スポーツに親しむきっかけや、スポーツのまちづくりにつながるものであり、実施できる環境を整えることは、久留米市のスポーツ推進に有効なものだと考えております。

しかしながら、スケートボード施設を新たに整備するためには、騒音など周囲環境への配慮や安全対策の課題、また、厳しい財政状況の中での財源確保などが必要でございます。

加えて、整備後の利活用を考えると、若者世代が利用しやすく、集まりやすいエリアに、一定規模の用地を確保しなければならず、現状ではハードルが高いと考えております。

【質問要旨】

2 若者世代が楽しめるアーバンスポーツ施設の整備について
(3) 今後の取組について

【質問趣旨】

スケートボードパークの新設は厳しいとのことだが、既存施設の活用など、今後の取組について伺いたい。

【回答要旨】

大きな費用をかけずにアーバンスポーツができる場所を創出する方法として、今すでにある公共施設の活用は、有効な手段だと認識しております。

一番大切なのは地元の同意ですが、以前南部地区にあったスケートボード施設はマナーなどの問題で地元からクレームがあり廃止になっています。

これまでも検討はしてきましたが、地元の理解が得られないところがほとんどです。もし山崎議員のほうで地元の同意を取れる場所があれば、検討を進めてまいりたいと考えております。

一問一答方式

【質問議員】

坂田 光弘 議員

【質問要旨】

3 地域の重要な文化拠点としての書店振興について

【質問趣旨】

図書館及び学校図書館における図書購入の現状について伺いたい。

【回答要旨】

1 地元書店からの購入

市立図書館が購入する図書などの資料は、多種・多様かつ多額なものとなります。

久留米市といたしましては、地場書店振興の観点から市内からの購入が望ましいと考えており、市内の複数書店で構成される「久留米市図書館納入有限責任事業組合」から原則として図書や雑誌などの資料購入を行っています。

購入時の価格は、公費を用いて多額の購入を行うことを踏まえ、市としても一定のスケールメリットを得る必要もあることから、図書及び視聴覚資料は定価の95%、雑誌は定価で購入しています。

令和6年度の購入実績は、図書及び視聴覚資料が約19,300点、約3,336万円、雑誌が約4,700冊、約418万円となっています。

また、久留米市立小中学校の学校図書館では、各学校に配置している学校司書がその学校の状況に応じて選書を行い、久留米市物品供給業者有資格者名簿にある市内の書店から直接購入しております。

令和6年度の購入実績は、小学校が約10,800冊、約1,400万円、中学校が約7,100冊、約1,018万円となっています。

2回目

【質問趣旨】

書店の経営が厳しいことを踏まえ、書店からの要望等はないか。また、何か書店と連携した取組を行っているか。

【回答要旨】

1 書店からの要望

市内の複数書店で構成される「久留米市図書館納入有限責任事業組合」とは、発注・納品等の際、色々なやりとりをしています。現在のところ、書店経営に関する要望等は頂いておりません。

2 書店との連携

市立図書館が購入する全ての図書は、本が傷みにくいように、全面を専用のフィルムで養生する加工のほか、管理に必要なICタグや整理用ラベルの貼付なども行っており、一連の作業を「装備」と呼んでおります。組合には、図書や雑誌などの購入と併せて、その装備作業も一体的に委託しており、組合収入の一つの柱となっています。

また、図書館で著名な作家を招いた講演会等を開催する際、来場者がその著

書を組合から購入できるコーナーを設けるなど、支援を行っています。

その他、図書館が図書の購入を行う際の協業関係の一つとして、図書館の購入ニーズに合わせて、組合が各分野の図書を一定数見繕って図書館に預け、司書職員が実物を手に取り内容を確認しながら選書するといった仕組みも構築しています。

3回目

【質問趣旨】

国の活性化プランを受けて、課題認識はあるのか。また、今後取組の拡充はあるか。

【回答要旨】

図書館と地域の書店に共通する課題として、読書環境を整備することにより将来の読者を育てていくことが重要と考えています。

また、国の書店活性化プランでも、地域に根ざした読書環境醸成のためには書店と図書館の連携が重要であると指摘されています。

こうしたことから、今後、「図書館・書店等連携実践事例集」での好事例や、ご質問にありました日本図書館協会におけるプロジェクトでの議論なども参考にしつつ、組合からの意見もお伺いしながら、拡充できる取組を研究してまいりたいと考えております。

久留米市立小学校の小規模化への対応について

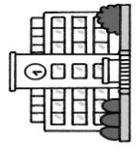
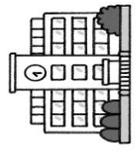
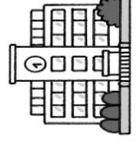
小中一貫教育（義務教育学校・小中一貫校）の検討等



出典：呉市ホームページ「呉市が進める小中一貫教育」

目次

1 小中一貫教育	1
(1) 小中一貫教育が求められる背景	
2 義務教育学校と小中一貫校	5
(1) 概要	
(2) 特色	
(3) メリットと課題	
3 久留米市における小中一貫教育の検討	8
(1) 検討の基本的な考え方	
(2) 屏水エリアにおける義務教育学校	



1 小中一貫教育

小中一貫教育とは「小学校及び中学校が同じ教育目標のもと、目指す児童生徒像を共有し、義務教育の9年間を通じた教育課程を編成し、協働した組織のもと行う系統的な教育」のことです。

(1) 小中一貫教育が求められる背景

① 法令上の背景

改正教育基本法 (H18)

義務教育の目的として「各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、国家・社会の形成者として必要な基本的資質を養う」を規定

改正学校教育法 (H19)

義務教育の目的を実現するための目標規定を小中学校共通のものとしてとして新設

② 指導上の背景

義務教育9年間を連続した教育課程と捉える中で「小学校教員は、中学校の学習や中学校を卒業する時の子どもの姿をイメージしながら日々の教育活動を行っているのか」「中学校教員は、小学校のどの学年で何を学び、何につまずいて今の姿があるのかを知ったうえで指導しているのか」を視点に置いて指導する重要性が増しています。

③ 子どもの実態上の背景

次に掲げる状況から、小学校段階と中学校段階の学習面等の段差や子どもの発達における小学校6年制とのずれが指摘されています。

ア 経験的理解で対応できる小学校の学習から、理論的・抽象的理解が必要な中学校の学習への橋渡しが円滑に行われないと、学習面のつまずきが中学校段階に連鎖 (参考資料1)

イ 不登校の始まりは小学校段階からのケースが相当数あるなど、中1ギャップの芽の多くは小学校段階より発生 (参考資料2)

ウ 小学校高学年における身体的発達の早期化 (参考資料3)



小中学校教員の合同授業研究

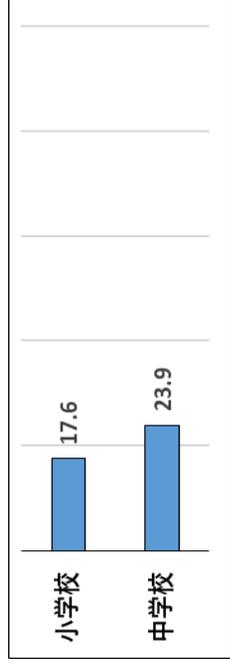


外国語の乗り入れ授業 (中⇒小)

1 小中一貫教育

参考資料1 学習段階のつづき（質問に否定的回答（当てはまらない等）をした児童生徒の割合）

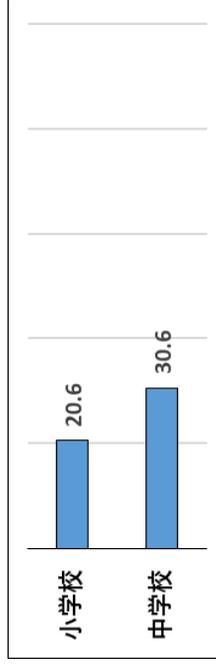
Q 国語の授業の内容よく分かりますか



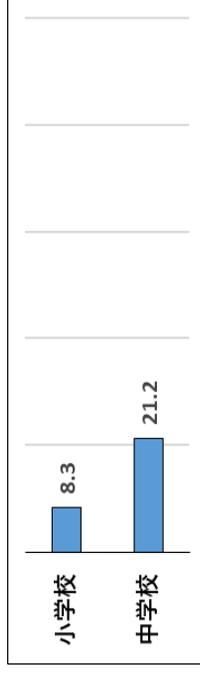
Q 国語の授業で学習したことは、将来、社会に出た時に役に立つと思いますか



Q 算数・数学の授業の内容はよく分かりますか



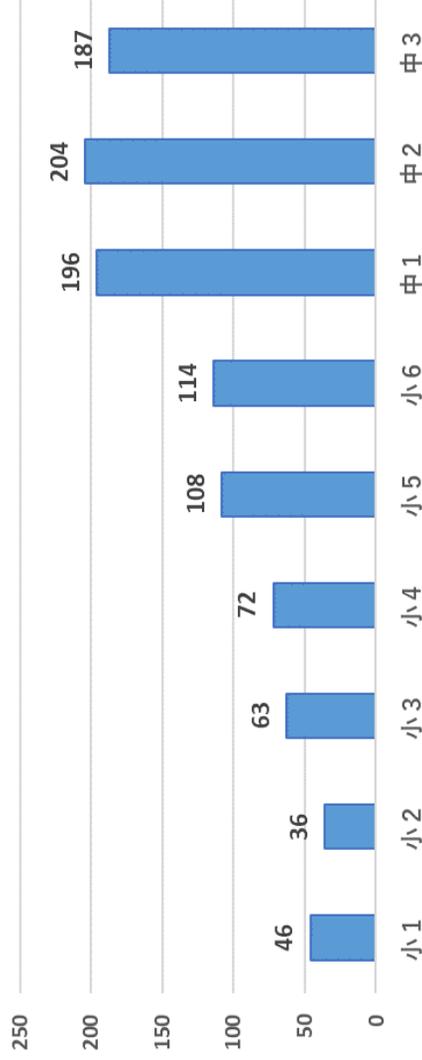
Q 算数・数学の授業で学習したことは、将来、社会に出た時に役に立つと思いますか



➤ 国語、算数・数学とも、中学校になると否定的な回答が増えています。

（令和7年度 全国学力・学習状況調査）

参考資料2 不登校児童生徒数の学年別の状況



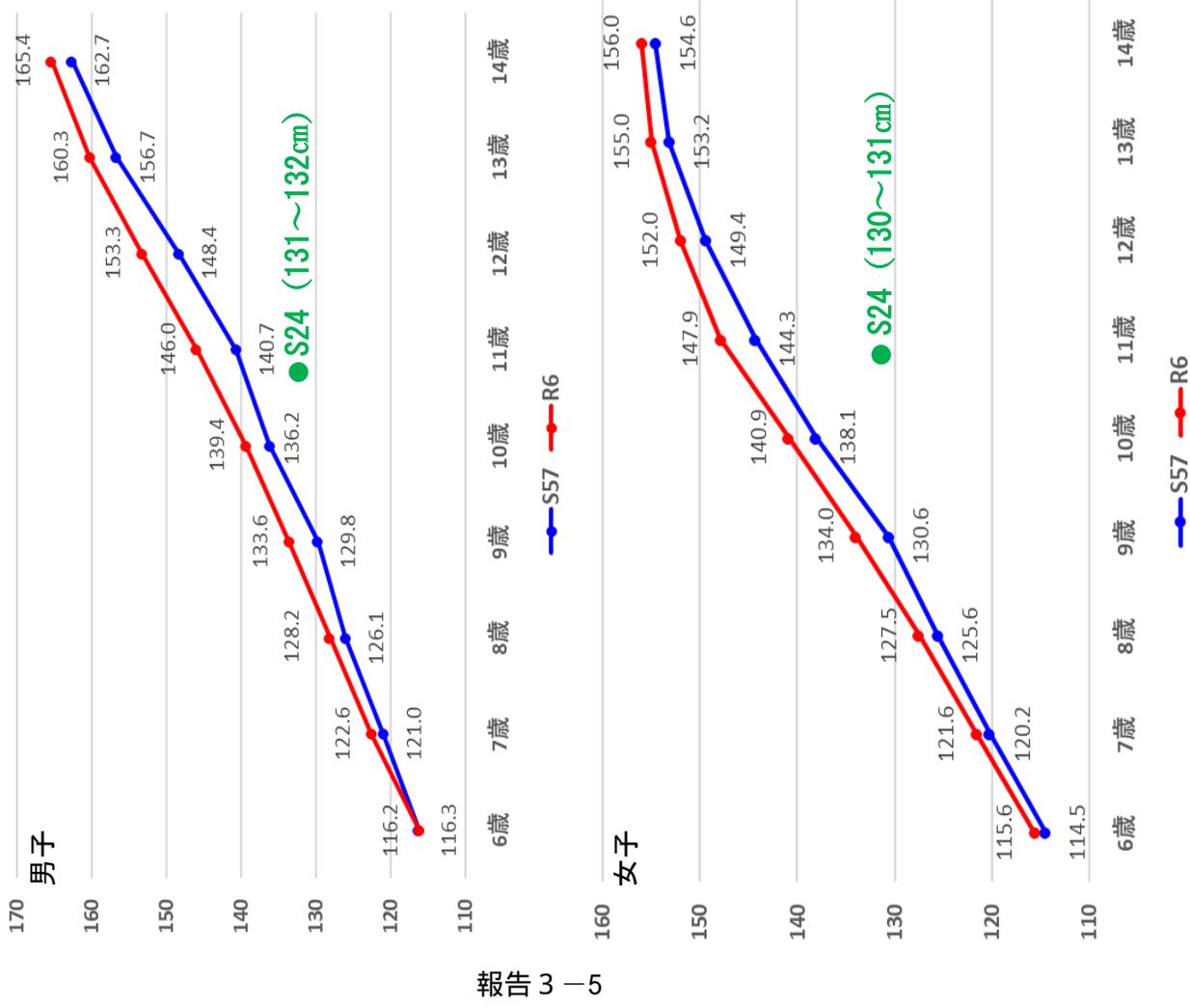
➤ 中学校になると、不登校の生徒が増えています。

➤ 小学校高学年の増加傾向も目立っています。

（令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等に関する調査）

1 小中一貫教育

参考資料3 子どもの身体的発達の早期化



➤ 小6男子（11歳列）は、昭和57年度からの42年間で5.3cmの伸びが見られます。

➤ 小6女子（11歳列）は、昭和57年度からの42年間で3.6cmの伸びが見られます。

➤ 6・3制が法制化した直近の昭和24年度と比べると、当時の小6は男女とも、現在の小3と小4の間となり、約2年半の身体的発達の早期化が見られます。

(久留米市の学校保健・久留米市史第4巻)

1 小中一貫教育

④ 学校現場の課題の多様化・複雑化と学校に期待される役割の相対的増大

学校が抱える課題は、多様化・複雑化している一方で、家庭をめぐる状況が変化し、子どもたちの集団教育の場である学校の役割への期待は、相対的に大きくなっていきます。

「一人ひとりの教員の努力や学年単位での努力、学校単位の努力だけでは十分な対応が困難である」という認識が広がっておりつつありますが、急速な少子化による学校の小規模化と配置教員の少数化、教員の多忙化と人材不足等が進行し、校種を超えた中学校区単位での取組を充実させる必要性が出てきています。

<学校の対応が必要な事例>

- ◆ 貧困、虐待など複雑な家庭環境で育つ子どもの増加
- ◆ 家庭生活や社会環境の変化の影響による家庭の教育力の低下
- ◆ 特別支援教育の対象となる児童生徒の増加
- ◆ 暴力行為などの生徒指導上の問題の増加
- ◆ 不登校の児童生徒の増加
- ◆ 日本語指導が必要な児童生徒の増加
- ◆ 保護者のニーズの多様化と対応の困難化
- ◆ 時代の要請に伴う教育活動の高度化（キャリア教育や情報教育など教科等横断的な教育活動の必要性）

2 義務教育学校と小中一貫校

(1) 概要

	義務教育学校	小中一貫校
設置根拠	条例	教育委員会規則
修業年限	前期課程6年・後期課程3年	小学校6年 中学校3年
学年編成	1・2・3・4・5・6・7・8・9年生	小学校1・2・3・4・5・6年生 中学校1・2・3年生
校長	1人	小学校1人・中学校1人
教職員	小中学校を合わせて一つの組織	小学校組織と中学校組織に分かれる
教員免許	原則として小学校と中学校の免許が必要 (当分の間はどちらか一方の所有でも可)	小学校 小学校免許が必要 中学校 中学校免許が必要
通学距離	おおむね6km以内	小学校 おおむね4km以内 中学校 おおむね6km以内
備考	9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類として平成28年度に学校教育法が改正	

義務教育学校・小中一貫校

	分離型	隣接型	一体型
施設形態	 敷地が離れている	 敷地が隣接している 同じ敷地で校舎が離れている	 敷地が一体化 同じ敷地で校舎が接続

2 義務教育学校と小中一貫校

(2) 特色

義務教育学校

◇ 一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校です。

◇ 前期6年と後期3年の課程に区分し、基本的には、それぞれの小学校及び中学校の学習指導要領が準用されます。

小中一貫校(小中一貫型小学校・中学校)

◇ 既存の小学校及び中学校の枠組は残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校です。

◇ 中学校区における小中連携の取組を基盤として、小中一貫教育に進めた教育活動を行う学校です。
これらの学校においては、小中一貫教育を行うにふさわしい運営上の仕組を整えることが求められています。



図 3-18

小中一貫教育を行うにふさわしい運営上の仕組

- 例1 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定める。
- 例2 学校運営協議会を関係校が合同で開催し、一体的な教育課程の編成をはじめとする学校運営に関する基本的な方針を継承する手続を明確にする。

新1年生を迎える9年生

(王寺北義務教育学校HP)

◇ 小中一貫教育の軸となる新しい教育課程等の創設や、小中学校間の乗り入れ授業、小中合同の学校行事、指導内容の入れ替え等、小中一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を設置者の判断で実施することが認められています。

◇ 9年間の教育課程において、「4-3-2」「5-4」など、児童生徒の実態に応じた柔軟な学年段階の区切りを設定することが容易になります。施設一体型だけでなく、施設隣接型や施設分離型として設置することが可能です。

2 義務教育学校と小中一貫校

(3) メリットと課題

メリット	課題
<ol style="list-style-type: none"> 1 中1ギャップの解消 2 教育課程の特例による学習上のつまづきの抑制 3 子どもや家庭に関する情報の円滑な共有 4 中学校の学習スタイルの小学校授業への段階的・部分的導入（教科担任制等） 5 様々な異学年交流 6 小中学校の教員間の協働 7 教職員の負担軽減 8 コミュニティ・スクールとの親和性 9 養護教諭や事務職員の複数配置 	<ol style="list-style-type: none"> 1 運動場や体育館等の使用調整 (小学校低学年が安全に遊べるスペースの確保) 2 小学校高学年の自主性の発揮機会への影響 3 中学校の生徒指導の問題が小学校に波及する可能性 4 教育課程の特例による転入や転出した児童生徒への影響 5 1人校長の負担増加（義務教育学校の場合） 6 教員免許の制約（当分は小中どちらか一方の保有可） (義務教育学校の場合)

資料 3-19

[出典] 小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引（文部科学省）等



小中学校教員の合同研修会

3 久留米市における小中一貫教育の検討

(1) 検討の基本的な考え方

- ◇ 現在、小学校から中学校への円滑な接続を目指して「小中連携教育」に取り組んでいます。一方で、子どもたちの心身の発達の早期化や不登校の増加といった課題に対応するため、小中連携教育を一步前に進めた小中一貫教育の導入を検討する必要があると考えています。
- ◇ 市教育委員会では、今年度「久留米市小中一貫教育に関する方針案検討委員会」を設置し、小中一貫教育の在り方の整理及び効果的に実施していくための方針案を検討しています。なお、方針案の策定にあたっては、以下の考え方を基本に、検討を行っています。

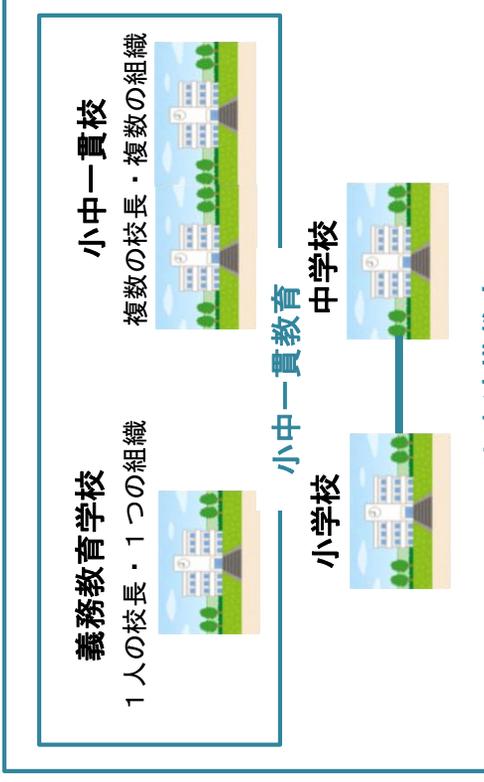
市立小中学校において、小中連携教育を充実させる

小中連携教育を充実する手法として、義務教育学校及び小中一貫校の選択肢を位置付ける

<検討委員会の委員構成>

区分	役職等
学識経験	福岡教育大学教授
地域	久留米市校区まちづくり連絡協議会会長
保護者	久留米市小中学校PTA連合協議会（小学校）
	久留米市小中学校PTA連合協議会（中学校）
小学校	小学校校長会代表
中学校	中学校校長会代表
行政	久留米市教育委員会 教育部長

<義務教育学校と小中一貫教育のイメージ>



3 久留米市における小中一貫教育の検討

(2) 屏水エリアにおける義務教育学校

① 屏水エリアの状況

○ 大橋小学校と善導寺小学校が統合し、草野小学校については、複式学級が見込まれ、山本小学校についても小規模校の状況が継続する見込みです。

○ 基本的に全ての児童が屏水中学校に進学します。

○ 各小学校では、災害リスクに加えて、施設の老朽化も進んでいます。

○ これらの状況を踏まえ、現在、久留米市で初めてとなる義務教育学校の設置に向けて、保護者や地域の方との協議を行っています。

② 施設形態

○ 屏水中学校は、災害リスクが低く、施設も新しいことから、既存の中学校を活用した、いわゆる「施設一体型」の義務教育学校の設置を目指します。

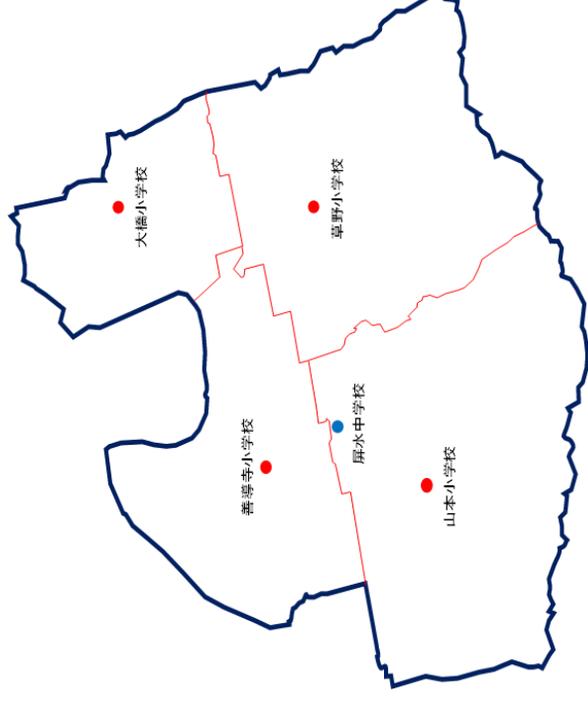
③ 協議状況

○ 今後の急速な少子化の状況や、子どもたちに求められるよりよい教育環境を確保する必要性等について、7月から8月にかけて説明会を行いました。

○ 説明会においては、義務教育学校の設置を肯定的に受け止めるご意見が多く見られた状況です。

④ 今後の動き

○ 義務教育学校の設置に向けて想定されるスケジュールや課題を整理・検討し、市議会のご意見をいただきながら、保護者や地域の皆様等との協議を行っていきます。



3 久留米市における小中一貫教育の検討

参考資料 4

○屏水中学校生徒の出身小学校

* 令和 7 年 5 月時点の全生徒数

屏水中				
399人				
山本小	草野小	善導寺小	大橋小	その他
74人	36人	240人	40人	9人

○入学予定の年齢別人口数（未就学児は住民基本台帳）（R7.5.1現在）

R7年度年齢	12歳 (小6)	11歳 (小5)	10歳 (小4)	9歳 (小3)	8歳 (小2)	7歳 (小1)	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳
入学予定年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
生徒数	123人	118人	154人	96人	108人	121人	132人	101人	111人	80人	77人	59人
うち)山本小	20人	21人	25人	15人	20人	23人	28人	15人	20人	14人	16人	9人
うち)草野小	6人	14人	13人	12人	11人	5人	6人	8人	12人	9人	3人	3人
うち)善導寺小	85人	74人	105人	61人	73人	80人	87人	64人	68人	49人	49人	36人
うち)大橋小	12人	9人	11人	8人	4人	13人	11人	14人	11人	8人	9人	11人

表 3-1-2

○義務教育学校の想定規模（R13年度時点推計）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	通常計	特支	総計
学級数	2	3	3	4	3	4	4	4	3	30	13	43
児童・生徒数	59	77	80	111	101	132	121	108	96	885	60	945

*児童・生徒数は、上記、「入学予定の年齢別人口数」より引用（R7.5.1現在）

*特別支援学級は、R7年度の障害種・人数の合計値を仮数値としています。

学校施設内の仮柵における事故について

- 1 日 時 令和7年4月18日（金）昼休み
- 2 場 所 市立小学校グラウンド
- 3 事故の状況 当該小学校に在籍する児童がグラウンド内を走って遊んでいた際に、枯枝の落枝発生に伴い設置していた進入防止用の仮柵に衝突したもの。
- 4 被害の状況 額部分の裂傷
- 5 原 因 仮柵の金属製支柱のフック部分が外向きに設置されており、当該箇所で裂傷を負ったもの。
- 6 経 過 事故の状況等について損害保険会社・弁護士と協議を行っており、このたび、市に管理瑕疵がある旨の見解が示されました。



久留米市いじめ等防止対策委員会の調査結果について

1 事案の概要と経過

- ① 令和5年9月下旬以降、市立小学校の男子児童の保護者から「校外の少年スポーツクラブや学校における所属児童の言動によって、また、クラブ内の保護者・児童の話し合いの場で精神的な苦痛を受けた」との訴えがありました。
- ② 男子児童が不登校になる中、令和5年12月12日に、当該保護者から市教育委員会に対し、いじめ防止対策推進法の重大事態として調査を行うよう申立てがあり、市教育委員会は同日、重大事態と認定しました。
- ③ このことを受けて、第三者で構成する「久留米市いじめ等防止対策委員会」は、令和6年1月25日から令和7年8月6日までの間、計33回にわたる調査審議を行い、調査結果を報告書として取りまとめ、市教育委員会へ提出しました。

2 調査委員会について

(1) 調査目的

- ① クラブや学校において、当該児童及び保護者が訴えるような事実があったか。また、認定された事実は、法で定めるいじめに該当するか。
- ② いじめに該当する場合に、当該児童にどのような心理的影響を与えたのか。また、当該児童の不登校との関連性はあるか。
- ③ クラブ内の活動や出来事と当該児童の不登校との関連
- ④ 学校や市教育委員会の対応と課題の検証
- ⑤ 再発防止に向けた提言

(2) 調査委員会委員

	委員名	職種	備考
委員長	橋山 吉統	弁護士	
副委員長	植村 善太郎	大学教授	
委員	梅津 和子	精神保健福祉士	
委員	中島 良	臨床心理士	
委員	鶴崎 陽三	弁護士	R6. 3. 1～

※鶴崎 陽三委員は、荻原 智明委員（～R6. 1. 25）の後任として、R6. 3. 1から就任

3 報告書の概要

(1) クラブや学校において、当該児童及び保護者が訴えるような事実があったか。また、認定された事実は、法で定めるいじめに該当するか。

当該児童及び保護者から訴えがあったものは、次の5つです。

- ① 令和5年5月頃に、クラブに所属する児童から「そんなフライも捕れないなら試合に出るな」と言われたこと
- ② セレクト給食で希望するデザートを取りまとめを令和5年5月にした際に、当該児童が選んだものについて「そんなものを選ぶのは女みたい」と言われたこと
- ③ 当該児童の自転車について、クラブに所属する児童から「ださい」と言われたこと
- ④ 令和5年9月の運動会の練習中に「きもい」「きしょい」と言われたこと
- ⑤ クラブに所属する児童が校内を歩きながら自分の名前を口にしていたのが聞こえた際に、目が合って「見んな」と言われたこと

調査委員会は、関係児童や保護者への聴き取り、当時在籍した学年全体の児童に対するアンケート等による調査を行い、上記③の事実をいじめと認定しました。

(2) いじめに該当する場合に、当該児童にどのような心理的影響を与えたのか。また、当該児童の不登校との関連性はあるか。

報告書抜粋

本件いじめ行為（当該児童の自転車を「ださい」と言われたこと）の客観的な性質からすると、不登校につながるほどの心理的影響を与える行為であるとは一般的に言い難いし、当該児童や当該保護者からも、それが直接的な原因であった旨の発言はなされていない。

そうすると、本件いじめ行為は、当該児童が不登校になった一連の過程の中で起こった出来事であるとは言えても、それを超えて不登校の原因であったとまでは言えない。

(3) クラブ内の活動や出来事と当該児童の不登校との関連

調査委員会は「クラブ内の雰囲気」「令和5年9月18日のクラブ内の話し合いでの出来事」について、当該児童への心理的影響を次のとおり認定しました。

① 当該児童の様子の変化

当該児童は、令和5年9月18日の出来事から間もなくして、クラブを退部した以降、学校を欠席することが目立つようになり、経過とともに不穏となり、主に自宅療養となった。

当該児童への聴き取りをした際には、話題がクラブのことになると、表情が急変し、体動や過呼吸がみられるなど強い反応を呈した。

② クラブの雰囲気等による影響

クラブでやり取りされる児童や保護者の言動の激しさ等が気になり、負担になることがあったと話していたことを考慮すると、当該児童が明確に記憶できないような咄嗟のやり取りや雰囲気について、怖さを感じていた可能性は否定できない。

③ 令和5年9月18日の出来事による影響

意に反して、自分が嫌だったことを明らかにする場に連れてこられたことや、自分が信じられていないと感じたこと、真摯な謝罪と受け止められなかったことなど、当該児童への新たな精神的苦痛が生じたことが考えられる。

報告書抜粋

以上①から③で述べた事情が、当該児童がクラブを休むようになり、そして、当該校を休むようになって不登校の状態が継続し、最終的に転校することになったという経過に影響を与えたものと考えられる。

(4) 学校や市教育委員会の対応と課題の検証

学校について

学校の対応については、校長や担任だけでなく、専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた組織的対応が不足していたこと、当該児童への支援のための専門職の活用に時間を要したこと、保護者の要望に対してその都度対応することになり客観的な視点で全容を把握することが困難になっていたこと等が指摘されています。

市教育委員会

保護者からの相談主訴の把握が不十分であり、いじめ対応と不登校対応が整理されないまま対応が行われたこと、学校への助言等の連携不足があったこと、いじめ重大事態の調査についての理解不足が指摘されています。

(5) 再発防止に向けた提言

- ② いじめに関する研修の促進、相談対応における専門職の積極的な活用
- ② 本件が学校外の活動から重大事態に発展した事案であることから、学校や教育委員会外の相談窓口の啓発や、校外クラブ関係者等への研修機会の確保

4 今後の取組

市教育委員会では、調査結果を真摯に受けとめ、調査委員会の報告書の提言等を踏まえ、いじめの防止や早期発見・早期対応のための効果的な研修を行うとともに、SC・SSWも参画した組織的対応について、学校と連携して取り組んでまいります。また、学校外におけるいじめ事案に関する相談対応や関係者への啓発・研修等について検討してまいります。